

福祉避難所（二次）運營業務チェックリスト（施設職員向け）

	対 策 項 目	実施主体	使用様式	チェック欄
開設時 (発災が予見された時～発災後 24時間)	2-1 (1) 施設の被災状況の把握			
	福祉避難所（二次）施設の被災状況（ライフライン等）確認及び受入可否の検討	施設管理者	様式1、2	
	被災状況・受入体制等を報告書にまとめ福祉救援班へFAX等を送付	施設管理者	様式3	
	2-1 (2) 開設準備・開設要請及び受入者の決定			
	要配慮者の受入及び福祉避難所開設について、福祉救援班と調整	施設管理者	—	
	福祉救援班と調整後、開設要請書に基づき福祉避難所を開設（承諾）	施設管理者	様式5	
	福祉避難所等受入調査票により、受入を行う要配慮者の状態を把握	施設管理者	様式4	
	要配慮者が直接避難してきた場合は、福祉救援班と対応を協議する	施設管理者	—	
	2-1 (3) 運営体制・人員配置【福祉避難所（二次）】			
	運営にあたっては、概ね要配慮者10名に1名の生活相談員を配置 24時間体制 ※看護師または、介護福祉士等の専門職であることが望ましい	施設管理者	—	
	福祉救援班との連絡調整は市の連絡員を通して行う	生活相談員等	—	
	運営人員が不足する場合は、福祉救援班を通して人的支援を要請または、施設において直接臨時職員を雇用する	施設管理者	様式12-1	
	2-1 (4) 受入者の移送			
	福祉救援班より要配慮者の移送を要請された場合は、可能な範囲で移送協力を行う	施設管理者	様式6	
	実施した移送については、移送記録簿により完了を福祉救援班へ報告	施設管理者	様式7	
移送に要した実費については、市へ請求することができる	施設管理者	様式15		

福祉避難所（二次）運營業務チェックリスト（施設職員向け）

	対 策 項 目	実施主体	使用様式	チェック欄
運営時 （発災後24時間 ～発災後1週間 程度）	2-2（1）受入者の名簿作成・管理			
	福祉避難所に避難している避難者の名簿を作成。名簿は随時更新	福祉避難所運営者	様式8	
	福祉避難所開設後は施設への出入り者を常時記録	福祉避難所運営者	様式9	
	2-2（2）居住スペースの設置・確保			
	原則、覚書に定めたスペースを活用し受入を行う	施設管理者	—	
	空き室を活用した個室やベッド等の利用が可能な場合は、柔軟な対応を図る	施設管理者	—	
	要配慮者の特性・感染症対策を踏まえ一名当たりの居住面積を十分に（5㎡）確保	施設管理者	—	
	2-2（3）水の確保（飲料水・生活用水等）			
	原則、施設において必要となる水の確保を図る	施設管理者	—	
	施設による確保が難しい場合は、福祉救援班へ支援を要請する	施設管理者	様式11-2	
	確保に要した費用は市へ請求することができる	施設管理者	様式15	
	2-2（4）食料・物資の確保・提供・管理			
	原則、施設において食料・物資の確保を図る	施設管理者	—	
	調達した食料・物資の配布・管理を行う	施設管理者	様式10	
	施設による確保が難しい場合は、福祉救援班へ支援を要請する	施設管理者	様式11-1、2	
	確保に要した費用は市へ請求することができる	施設管理者	様式15	
	2-2（5）人的支援の要請			
	運営にあたり、人員が不足する場合は、必要な人材を福祉救援班へ要請	施設管理者	様式12-1	
	ボランティア団体等から直接申込があった場合は、福祉救援班へ報告し、協議の上、判断する	施設管理者	—	
	2-2（6）避難者の体調管理、緊急時の対応			
	福祉避難所等で避難生活が困難な場合は、緊急入所・入院等で対応するため、福祉救援班へ報告する	施設管理者	—	
緊急の場合は、指示を待たず判断し対応。その後速やかに福祉救援班に報告	施設管理者	—		
2-2（7）報告書（日報等）の提出				
毎日の施設状況及び要配慮者の受入状況等を毎日17時を目途に福祉救援班へ報告	施設管理者	様式8、13		

福祉避難所（二次）運營業務チェックリスト（施設職員向け）

	対 策 項 目	実施主体	使用様式	チェック欄
撤去時 （発災後1週間 程度～生活環境 復旧まで）	2-3（1）統廃合と閉鎖			
	要配慮者の支援ニーズを把握し、生活再建を早期に進めるため、生活相談員等が避難者（要配慮者）からの相談に応じる（相談窓口）	生活相談員等	—	
	開設が長期化し、避難者が減った場合は、福祉救援班及び避難者等と協議（説明）の上、福祉避難所の統廃合を図る	施設管理者	—	
	全ての要配慮者が退所し、福祉避難所としての目的を達成した時は、福祉救援班からの「福祉避難所閉鎖通知書」を受け、必要な原状回復を行い、福祉避難所としての開設を解除する。	施設管理者	様式14	
	施設の原状回復に要する費用は、実費を市へ請求する。	施設管理者	様式15	

福祉避難所（二次）運營業務チェックリスト 感染症対策編（施設職員向け）

	対 策 項 目	実施主体	使用様式	チェック欄
感染症対策 レイアウト 設置	4-1 (1) 資器材の備蓄			
	可能な範囲で感染症対策に必要な備蓄品の充実に努める	施設管理者	—	事前対策
	4-1 (2) レイアウトの作成・検討			
	福祉避難所入口の外に「事前受付」を設置	施設管理者	—	
	発熱や体調不良のある方の「専用スペース」を設置	施設管理者	—	
	「専用スペース」と「居住スペース」利用者が同じトイレ等に入ることが無いよう配慮	施設管理者	—	
	1名あたりの占有面積は、5㎡の間隔を確保	施設管理者	—	
	施設に入所者等、他の利用者がある場合は、利用者と避難者（介助者含む）の動線を可能な範囲で分け、利用者と避難者が接触することのないレイアウトを検討	施設管理者	—	
4-1 (3) 感染の疑いがある者・感染者が確認された場合の対応の検討				
対応を福祉避難所マニュアルP34のフロー図に整理	施設管理者	—	事前対策	
感染症対策 開設・運営時	4-2 (1) 福祉避難所における感染症対策【開設・運営時】			
	手洗い、手指消毒、喉エチケット、マスク着用等、基本的な感染症対策を徹底	施設管理者	—	
	アルコール消毒液は可能な範囲で複数設置し、福祉避難所への入出時には必ず手指の消毒を行うよう徹底	施設管理者	—	
	施設内は内履きと外履きエリアに分ける	施設管理者	—	
	トイレ用サンダル等に履き替え困難な方のトイレ使用後の靴底や車イスのタイヤを消毒	施設管理者	—	
	避難者間の距離は十分に確保する	施設管理者	—	
	ごみは家族・介助者等で管理し、密閉して廃棄させる	施設管理者	—	
	避難者が体調不良や不安感がある場合、早めに職員や生活相談員等に相談するよう促す	施設管理者	—	
	換気を定期的に（1時間に2回程度）行う等、十分な換気に努める	施設管理者	—	
	パーティションや簡易テントを活用し、飛沫感染の防止を図る	施設管理者	—	
	食事や物品等の配布方法を工夫し、密を避ける（配布時間、場所を分ける等）	施設管理者	—	
	風呂など利用者と避難者の分離が難しい場合は、接触を避ける運用を図る	施設管理者	—	
	本チェックリストを用い、定期的に対策の実施状況を確認	施設管理者	—	
感染症チェックリストで実施できない項目があった場合には、代替の対策を検討	施設管理者	—		

	対 策 項 目	実施主体	使用様式	チェック欄
感染症対策 開設・運営時	「居住スペース」と「専用スペース」を設置し、発熱や体調不良のある方を完全に分離	施設管理者	—	
	「居住スペース」と「専用スペース」へ移動する際の動線が交わらないように努める	施設管理者	—	
	避難者が居住スペースに入る前に、隣との間隔を養生テープ等で示す	施設管理者	—	
	事前受付や居住スペースの設営前に避難者が居住スペースに入った場合は、各避難者の体温と体調を確認するとともに、隣との区切りを行う	施設管理者	—	
	事前受付は避難所の開設と同時に避難所入口の外に設置し、運営する	施設管理者	—	
	避難所に到着した時点で検温や体調の聞き取りを行い、改めて健康状態を確認	施設管理者	様式16	
	事前受付の結果により専用スペース又は居住スペースへ誘導	施設管理者	—	
感染症対策 避難者の 健康管理	4-2(2) 避難者・福祉避難所職員の健康管理【定期的な健康状態の確認】			
	避難者や避難所運営に関わる職員等は、毎日健康確認を実施（健康状態チェック表）	施設管理者	様式17	
	発熱、体調不良等、感染症の疑いがある者は専用のスペースに隔離し、岐阜保健所（058-380-3004）に連絡	施設管理者	—	
	高齢者・基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため、避難者の持病について把握するとともに健康状態の確認を継続的に行う	施設管理者	—	
	4-2(2) 避難者・福祉避難所職員の健康管理【感染症の疑いがある者が発生した際の対応】			
	関係者（福祉救援班、保健所、家族等）へ適切な情報提供を行う	施設管理者	—	
	発熱者等が他の避難者や施設利用者と同室することがないように、専用スペースへ移動	施設管理者	—	
	やむを得ず同室にする場合は、パーティション等で区切りをつける	施設管理者	—	
	発熱者等が出た場合、保健師等と連携し、症状等を医師に連絡・相談、医療機関による診察を受け、処遇は保健所や医師の判断に従う	施設管理者 福祉救援班へ報告	—	
	医師の診察の結果、新型コロナウイルス等の感染症が疑われ、検査を受ける場合は、結果が出るまでの間の当該発熱者等の処遇は医師の指示に従う	施設管理者	—	
	発熱者等の専用スペースに出入りする職員等には、防護具の着用に努める	施設管理者	—	
	発熱者等に対応する職員・支援者は限定し、必要に応じて福祉救援班に支援要請	施設管理者	—	
	4-2(2) 避難者・福祉避難所職員の健康管理【避難者が感染症を発症した場合の対応】			
	「感染症が発生した場合の対応チェックリスト」を参考に対応	施設管理者	様式18-1、2	
4-2(2) 避難者・福祉避難所職員の健康管理【要配慮者の状態に応じた感染予防】				
要配慮者の心身の状態に応じた適切な健康管理の実施に努める	施設管理者	—		

	対 策 項 目	実施主体	使用様式	チェック欄
感染症対策 避難者の 健康管理	マスクにより呼吸困難が生じる恐れのある方（呼吸器の疾患がある、乳幼児等）やマスクを正しく着用できない方については、マスクを着用させず、間仕切りの設置や手洗いなど他の感染症対策により対応する	施設管理者	—	
	夏場のマスク着用は熱中症のリスクを高めるため、適切にエアコンを利用する	施設管理者	—	
感染症対策 留意点	4-2(3) 運営にあたっての留意点			
	事前受付で避難所に人の出入りがある毎に、体温と体調を確認	施設管理者	—	
	福祉避難所開設後は施設への出入り者を常時記録	施設管理者	様式9	
	物資の提供については、居住スペースの外に受け渡し場所を設置	施設管理者	—	
	ポスターやチラシ等により避難者の感染症防止のための個人の留意点を周知	施設管理者	—	
	トイレ、洗面所、洗濯場や充電場所等では、密集にならない運用を図る	施設管理者	—	
	専用スペースは、個室にできないときはパーティションや簡易テント等で仕切りを設置	施設管理者	—	
感染症対策を実施できない方への配慮や避難者のストレス等、心のケアを実施	生活相談員等	—		
その他 留意点	5(1) 守秘義務の遵守			
	福祉避難所等の設置運営及び閉鎖後において、入所者等の情報を他に漏らさない	施設管理者	—	
	福祉避難所等の入所者についての問合せ等で疑義が生じた場合は、市災害対策本部（本部班または福祉救援班）へ連絡し、指示を仰ぐ	施設管理者	—	